

3

インドネシアの国民国家の形成 における慣習首長の地位と役割

きし こう いち
岸 幸 一

はじめに

出典 『アジア経済』第8巻第6号

- I 植民地期における慣習首長と民族主義者
- II 民族国家の出現と慣習首長と民族主義者
- III スカルノ体制の展開過程における慣習首長
- IV スカルノ体制下の慣習首長
- V スカルノ体制と地方行政法
- VI 慣習首長の変容と社会変動

1967年6月

おわりに

はじめに

民族国家が形成され、発展する過程において、伝統的支配者層の慣習による種族社会支配が、新国家の指導権を掌握した民族主義者の行政権の確立と民族主義思想を中心とした社会主義・共産主義の両思想の普及と回教の復活とによって、非常に大きな衝撃をうけ、崩壊または半崩壊に瀕したことはしばしば指摘されてきた。この問題がインドネシアにおいても、植民地体制から民族主義国家体制へと転換する過程において明確にあらわれた。インドネ

シアにおいては、植民地体制以前の種族あるいは部族の国家は、植民地体制下に体制の支持者に変容していたがゆえに、民族主義国家出現の時点において重大な影響をうけた。種族あるいは部族国家の支配者であった慣習首長は、民族主義国家の形成過程において、一方において支配権を掌握した民族主義指導者によって、他方において民族主義思想その他の近代的思想と伝統的回教政治思想とによって啓蒙された民衆によって、両極から圧縮される社会変動を蒙る過程のなかで変容していったのである。この過程におけるかれらの意識と態勢は、インドネシア現代政治史の展開過程において、中央指導層を形成した民族主義者間の権力闘争、新政治勢力としての軍部指導者、新たな装いをもって出現した回教指導者⁽¹⁾等の新興勢力の台頭に逆行するものとして重要な課題を提起している。

この伝統的支配者層は、独立後の民族社会の近代化の過程において、かれらと民衆を結ぶ慣習 (adat) の紐帯の力の喪失を背景として、民衆支配の能力の減退が民衆の側からの積極的な反発の作用に加わって、その勢力を衰退していった。このことは新興政治勢力の台頭とまったく対照的な展開であった。

この変動の問題は、階級闘争的な変動としてあらわれている独立闘争における大衆エネルギーの動員が、大衆のadatの否定の問題にからみあっていること、および局地的な問題であって全国的水準の問題でないところにも、その特異性があるのである。

このような問題性のある伝統的支配の担い手である慣習首長をめぐる社会変動について、民族国家の発展過程における問題としてとりあげることとする⁽²⁾。

I 植民地期における慣習首長と民族主義者

戦後の新興国における民族主義者のリーダーシップと、これに対する慣習首長である部族指導者の同調と対立が、民族国家統一の最大の課題であった

ことはいうまでもない。インドネシアにおけるこの問題の展開についての基盤をなす植民地期における両者の関係を略述する。

インドネシアにおいては、多民族がさらに部族的に分立して国家的な社会を形成していた。1870年以後、オランダの植民地体制が強化され、インドネシア全域が統一される過程において、この部族的国家の隷属化が行なわれ、部族指導者は間接統治の担い手として変容した。これによって部族国家指導者は、オランダの植民地統治法の枠内における慣習(adat)による支配者、すなわち、慣習首長に変容した。植民地支配の機構のなかでは、直轄領においては県長(Bupati=Regent)、郡長(Wedana)、自治領においては自治領首長(Zelfbestuurder)となった。

1900年以後のいわゆる倫理政策のなかで、慣習首長の權威は植民地政策のために保持されるが、他方において、世界の自由思想の発展はインドネシアにも影響をおよぼし、慣習首長層の子弟のなかから、反植民地主義・自由主義・民族主義・社会主義・共産主義を抱懐する分子が発生したのであった。このように、インドネシアにおける民族主義者は慣習首長層からの分身であったが、民族主義者はあくまで反植民地主義の立場を堅持した。

太平洋戦争下の日本軍政には両者が協力した。しかし、両者の立場には微妙な差異があった。民族主義者は、全民族の統一国家を希求したのに対して、慣習首長は、その勢力圏の局地的支配権の確保にあった。この観点の差異は独立宣言後の民族国家形成における単一国家論と連邦国家論となって、植民地の再現を意図したオランダの政略に攪乱される結果となった。

II 民族国家の出現と慣習首長と民族主義者

1949年末にオランダの再植民地化工作に終止符を打って、民族国家としてのインドネシア共和国が出現した。この民族国家の国家経営が展開する過程——現段階までを含めて——において、中央指導層を形成した民族主義指導

者間における権力闘争は、インドネシア現代政治史の基調をなした。しかし、この民族国家の出現前の植民地体制の間接統治の担い手であった慣習首長が、この民族国家体制に対処した姿勢もまた重要な意義をもった。すなわち、慣習首長はそれぞれの地域における民族主義の深度と伝統主義の強度その他の諸条件によって、民族国家成立の影響をうけた。しかしながら、基本的には、民族主義が反植民地主義的、反西欧的な姿勢のもとに民族の近代化を指向した結果として、伝統的な慣習首長が親植民地主義的、親西欧的な姿勢にあり、かつ地域主義的、伝統的な傾向をもった。両者のこの基本的な対立を背景とした、民族主義者指導の民族国家形成はまさに重大な矛盾を包蔵するものであった。

慣習首長の側からは、独立後の政治過程において中央政府を指導した民族主義者に対する対立感の存在は否定できなかった。したがって、権力を掌握した民族主義者が、当時の客観情勢——連合軍の援助によるオランダ軍の再占領——から地方社会を急激に掌握できなかった。この情勢のなかで、民族主義者は、5人の総督をかれらのなかから任命したほかは、地方行政について慣習首長の地位を承認した。しかし、植民地政府の地方行政部門の重要な担い手であった、慣習首長を頂点とした地方ヒエラルヒーを民族主義化することが前述の客観情勢のもとでも必要であった。強力なオランダの再植民地化の略略と戦略のもとにおいては、地方行政を慣習首長の手に乗せることを余儀なくされた。

1945年から1949年までの民族主義者の反オランダ再植民地闘争という、民族の運命をかけた独立闘争のなかで、両者の間の地方政治における指導権の問題は、慣習首長の側において極端な親オランダ的言動がないかぎり、また民衆のなかからの反慣習首長の運動が発生しないかぎり、休戦状態のままに1950年に推移した。

1949年のハーグ円卓会議において、慣習首長は連邦協定(BFO: Bijeenkomst voor Federaal Overleg)グループとして、民族主義者のインドネシア共和国と対等の立場において連邦制を形成した。しかし、民衆の大きな意志の赴くと

ころがスカルノを支持するところにあるという情勢を評価した慣習首長は、民族主義者に譲歩して1950年に単一国家を形成することに同意した。

この慣習首長の単一国家形成への同意にはかれらの側の大きな思惑があつての譲歩であつたことはいうまでもない。かれらはハーグ円卓会議において獲得した地方行政における特殊的地位が特別区 (Daerah Istimewah) あるいは自治地区 (Swapradja)、新自治地区 (Neo-Swapradja) として保留された以上は、national levelの問題に介入しないという態度を基調とした。このことはかれらがnational levelの問題を民族主義者の指導に譲歩したことを意味した。

以後、民族主義者の支配する中央政府に対して、慣習首長は、伝統的な組織の上に地方自治権を与えられた特別区あるいは自治地区、新自治地区の支配者として位置づけられた。この地方自治権はオランダ植民地時代の外領自治領条例⁽³⁾と長文協約(Lange Contract)⁽⁴⁾が適用された。これによって外領の慣習首長はその地位を保証されたのであつた。

しかしながら、民族社会における近代化の進行は、慣習首長に対する批判として表面化した。すなわち、M.A. Jaspangが、インドネシア革命の結果の一つは、オランダ領東インド政府によって承認ないしは任命されていた伝統的慣習首長および世襲支配者の権力の廃止ないしは弱体化であつたと指摘するように、再植民地化に協力して民族主義者政府と対抗した慣習首長に対して大衆が反発するという、民族社会内部からの抵抗があらわれた。

M.A. Jaspangはその例としてスマトラをあげ、大衆と慣習首長との対立を、過去から現在にいたるまでの種族社会の法規範であるadatにもとづく支配からの脱却という形からとりあげた⁽⁵⁾。さらにSelosoemardjanは、ジョクジャカルタの社会変動に関するかれの博士論文のなかで、1945年から49年までの民族主義政府の成立におけるジョクジャカルタとスラカルタにおける両者の対応の姿勢について言及している。すなわち、ジョクジャカルタのサルタンは、革命的なインドネシア国民委員会 (Komitee Nasional Indonesia) における民衆の要望のなかにかれ自らを位置づけて、民族独立支持の宣言をし

た⁽⁶⁾。これに対して「スラカルタのススフナン (Susuhunan) は、その伝統的な権力のもとにその国家と人民を維持するあらゆる可能の努力をしたが、社会の革命的勢力はその支配者から離れた。旧県長に代わる地方国民委員会によって設置された県 (Kabupaten) の新行政は、ススフナンの権力の拒否、スラカルタからの離脱、およびインドネシア共和国中央政府の直接行政の要求をかわるがわる宣言した」と述べている⁽⁷⁾。

このように、慣習首長は民族主義者の台頭に対して英知のある対応ができないとき、スラカルタのような崩壊がおきたのであった。しかしながら、慣習首長の内部において自己否定の方向をとるものがあらわれている。すなわち、C. Geertzが指摘するバリのタバナンにおける伝統的な慣習首長がビジネスイリートに転換して、その社会における支配権を民衆に譲渡する例もあった⁽⁸⁾。

III スカルノ体制の展開過程における慣習首長

1959年におけるスカルノの1945年憲法への復帰宣言によって、議会制民主主義が終止符を打つまでの政治体制において、慣習首長の地位は民族主義者政府のなかで大きく動揺した。

民族政府が統治を展開した1950年から、慣習首長は新体制下の地方行政官としての形式的地位と伝統的支配者の実質的地位を獲得した。ジャワにおいては伝統的支配者としてのPamong Pradjaは、Bupati (県長)、Wedana (郡長)、Tjamat (副郡長)として民族主義者の地方政府の担い手となった。さらに外領においても同様に、自治地区と新自治地区の地方政府の担い手となった。かれらは植民地体制から継承した各種の地方行政法のもとに、中央政府の目となり耳となり手となったのであった。

種族社会において最も崇敬されている伝統的支配者であるジョクジャカルタのサルタンは、前述のようにその領域を特別地区として法制化することに

成功する一方、スラカルタのスフナンがこれに失敗した原因は、民衆の間に急激に高揚していった民主主義的感情にいかに対処していったかにあった⁽⁹⁾。

外領においては、独立宣言当時の民族主義の高揚の強弱によって伝統的慣習首長の権力維持は決定された。すなわち、前述までのように、慣習首長をめぐる周辺の情勢がかれらの地位を決定したということができよう。南スラヴェシのように、慣習首長はその権威を存続して民族国家の地方政府の担い手に移行した⁽¹⁰⁾。またLeggeの指摘するように、バリにおけるように、慣習首長制がジャワの民族主義の強力な台頭に直接的に影響されて、実質的に変容したところもあった⁽¹¹⁾。さらに、Jaspanの指摘するように、南スマトラにおける慣習首長が東に隣接するジャワの影響をうけて、「民族主義・共産主義・社会主義および回教」の連合勢力の波に吞まれ、その地位を失っていったところもあった。

これらの慣習首長の地位の変容は、1957年に民族主義者政府が地方行政法の植民地的影響を排除する立法を行なったことを契機としてさらに進展した。この変容は、慣習首長の支配領域の広狭によって、地方行政単位の等級の差によって異なった。しかし、地方行政の民族化と近代化の政策のなかで漸次慣習首長の地位は弱められた。

慣習首長の権威が弱体化する転機は1957年の地方行政法の改革ばかりでなく、より本質的にはかれらの背景——かれらのもつ政治的、社会的条件——によって促進された。それはスカルノ体制への転換の方向を阻止する、いわゆるスカルノのいう「反革命」運動に対する同調としてあらわれた。

すなわち、1956年11月のズルキフリ・ルビス (Zulkifli Lubis) 陸軍参謀次長のクーデターが契機であった。このクーデターによって、すでに徴候のあった陸軍の政党政治指導者に対する不満が表面化した。そして、12月のハッタ副大統領の辞任によって、民族主義者陣営に大きな分裂がおり、政党政治はスカルノ派と反スカルノ派、議会制民主主義派と反対派に分裂した。ことに陸軍軍人の政治への介入は地方政治においては地方軍司令官の行政への介

入となってあらわれた。この介入は地方的な反乱ふくみの行政権接收であつて、スラヴェシにおけるスマアル中佐(東インドネシア軍管区司令官)が、1957年3月に地方行政権を掌握したのを契機として、カリマンタン、南スマトラにおいても地方軍司令官が地方政治の指導者となった⁽¹²⁾。南スラヴェシにおいて前述のスマアル中佐はPERMESTA⁽¹³⁾運動という大規模な反乱に発展し、スマトラにおいては地方軍の反乱となった。

このように政治体制をめぐる軍内部の不満が生んだ分裂は、軍の力を弱めるよりはこれに同調した政党の力を分裂させる結果となり、1957年3月に最後の政党内閣であるアリ・サストロアミジョヨ第2次内閣が崩壊し、大統領は非常事態を宣言し、軍政が施行され、各地軍司令官がその所管州の行政の事実上の支配権を掌握した。

以上の地方における軍の反乱は、いうまでもなく中央におけるスカルノの議会制民主主義批判に対するハッタ、シャプリールの反批判に表象される体制変化の問題がからみあって、国内分裂の危機をよびながらいわゆるPRRI (Pemerintah Revolusioner Republik Indonesia) 反乱へ突入した。この過程で民族主義者と地域主義者の対立——すなわち、ジャワと外領の利害対立——、1957年8月に設置された国民会議 (Dewan Nasional) におけるこの問題をめぐる諸勢力間の談合の失敗によって、1958年のインドネシア共和国革命政府がスマトラに設立されて、ついに民族指導者の大分裂がおきたのであつた⁽¹⁴⁾。

この過程において、慣習首長がPRRIの側に傾斜した。これは慣習首長にとって1950年以前における連邦制への復帰の可能性を期待したとみることができよう。しかしながら、D.S. LevとH. FeithがPRRI反乱の終末について分析した⁽¹⁵⁾なかで、PRRIが1959年末にインドネシア連合共和国 (Republik Persatuan Indonesia) に名称を変えたことを指摘しているが、この連合はダルル・イスラム (Darul Islam) との連合を意味する連邦体制であった。しかしながら、この体制もまもなくイデオロギー派閥、宗教派閥、種族派閥、個人——文民対軍人の分裂をふくめて——に分裂した。この分裂は他のインドネ

シア・エリートの場合と同様な分裂的傾向にPRRIが苦しめられたことを示している。PRRIは内部分裂によって窮地に立ち、外側からのジャワ軍の攻撃によって崩壊していったのであった。この崩壊によって慣習首長の地位はさらに弱体化していった。

IV スカルノ体制下の慣習首長

1959年の45年憲法への復帰宣言は、インドネシアの政治指導がスカルノの独占に帰したことを意味した。同時に1957年からのPRRI反乱に対する非常事態宣言下の軍政が、1963年までのスカルノ体制の中心構造であった。この軍政構造はジャカルタの最高司令部のもとに地方軍管区司令官が各省長官を兼務する形で展開された。ことに地方行政における軍政の実施は、独立後地方行政に発言権をもってきた慣習首長をその地位から追う結果となった。さらに軍政下に行なわれた「地方行政法」に関する大統領令によって、1957年の法律第1号による地方長官 (Kepala Daerah) の選挙と権限に関する規定が修正されて中央政府の任免権が強化され、旧法における地方代議会 (Dewan Perwakilan Daerah) の選出権は否定された。すなわち、地方長官は地方在任の中央派遣の官吏であるという観点に立ち、地方行政の執行権の実施者となり、地方代議会の権限は廃止され、旧地方代議会の議員は地方長官を補佐する常置政務機関 (Badan Pemerintah Harian) の委員に任命されることになり、いわゆる自治制度は実質的に消滅した。

地方長官任命制、地方議会廃止、自治制の実質的消滅は中央の支配権の拡大であって、それはまた反面の問題として地方行政の担い手であった慣習首長の権力の後退であった。この変化は地方行政における1級自治地域 (Daerah Tingkat I) ばかりでなく、2級自治地域 (Daerah Tingkat II) にまで問題が波及する結果をもたらした。

地方長官の任命の条件として中央政府は、三軍の高級将校、高級警察官お

よび高級行政官であることをあげたが、任命に際して地方の要望は大体において無視された。最初に任命された第1級地方長官22名のうち、Pamong Pradjaあるいは伝統的支配者層からの出身者はその半分を占め、それに該当する州は中部ジャワ、東部ジャワ、西・中・東カリマンタン、北スマトラ、アチェ、バリ、東・西ヌサテンガラ、西イリアンであった。他の11名中5名が軍人で、任命地は大ジャカルタ、西部ジャワ、南スラヴェシ、リオー、ジャンビーであり、1名が警察官で南スマトラであったとJ.D. Leggeは述べている⁽¹⁶⁾。Leggeはさらに、第2級地方行政地域においては1960年末に地方長官の空席のほとんど全部が充足されて238席のうち150席、63%がPamong Pradja出身者であったことを指摘しているが、さらにかねは外領について、「オランダ支配下の行政パターンが変更されて第2級地方長官の任命141のうち81だけがPamong Pradjaからの任命であった」ことを指摘している⁽¹⁷⁾。

この1級と2級の両地方行政区域における地方長官のうちPamong Pradjaの伝統がある第2級地域では、Pamong Pradjaの任命は地方的な希望が許されるならば優先される。しかし他方において、第1級地域長官の銓衡で重要なことは、大統領の個人的意志が強く作用することである。このように「指導される民主主義」体制下における地方政治にはスカルノの権力が強力に浸透しつつあった。

中央指導権の浸透とスカルノ体制の強化のための軍部の指導力がからみあって、地方行政はさらに変容した。すなわち、前述のPRRI反乱を契機として、Darul Islam/Tentara Islam Indonesia（インドネシアイスラム軍）、およびPERMESTAの両反乱に対する排除作戦に成功した軍の指導権はその作戦地の軍政の強化となってあらわれた。

Pamong Pradjaおよび慣習首長に対する外部からの影響の第3の勢力は回教勢力であった。回教勢力は民族主義者と同様に植民地政府からは疎外されていたが、民族政府の成立以後は新しい政治勢力として出現した。すなわち、Masjumi、Nahdatul Ulamaを中核としてPartai Sarekat Islam Indonesia（インドネシアイスラム連盟党）その他の小回教政党的の蔭生をみた。こ

これらの回教集団は政党化によってその性格が変わり、植民地以前からの民族社会における回教と慣習首長との結合は破れ、独立後においては慣習首長に対する対立勢力となり、農民大衆を勢力圏にひき入れることによって、慣習首長の権威を削減したのであった⁽¹⁸⁾。

V スカルノ体制と地方行政法

スカルノは地方行政の中央化のために1965年にいたり、二つの立法を行なって法制的にスカルノ体制の強化をはかった。すなわち、1959年の大統領令第6号、1960年の大統領令第2号および第5号に代えて1965年の法令第8号をもって「地方行政法」(Pokok² Pemerintahan Daerah)と、農村を中心とする村落に対する行政法としての1965年の法律第19号による「村落行政法」(Undang² tentang Desapradja)を公布した。

スカルノ体制の権威を社会末端にまで浸透させる武器としてこの一法が成立したのが体制の終熄をむかえた1965年9月であった。第1級地方首長は地方人民代表会議(Dewan Perwakilan Pakjat Daerah)によって推薦された候補者のなかから大統領が任命することが原則であったが、「地方行政法」の成立によって大統領はその候補者が適任と判断しないときは独自に任命できることになった。第2級地方首長の場合もこれと同様な手続きであるが、任命権者は内務長官であった。第3級地方首長も同様であるが、任命権者が第1級地方首長で、かれが内務長官の同意を得て任命することになった。

この法令のなかで地方首長候補者の条件が規定されて、候補者は「1945年の独立宣言の精神」、「インドネシア革命」の敵でないこと、「1945年憲法」、「インドネシア社会主義」、「指導される民主主義」、「指導される経済」、「政治宣言」を承認し実践するインドネシアの人格の持主であることが要求された。このほか資格条件として、行政官としての能力、経験および教育が要求された。したがって慣習的身分等の伝統的支配層としての地位および身分は

まったく無視された。この地方行政法の説明書 (Pendjelasan atas Undang²) のなかで、地方指導者の資格要件としてあげている七つの条件においても、政治分野において主体性をもち、経済分野に自己の基盤をもち、文化面に個性をもつという原則に基づくと規定されている一項があって、慣習的身分を救済しているようにみえるほか、他の条件はすべて近代的な政治指導者としての条件だけをあげているにすぎない。

このようにスカルノ体制の完成期でありまた終熄期である1965年時点の立法においては慣習的な地方首長に対する任命条件は一掃されてしまい、慣習首長は続々と退職していったのである。たとえば南スラヴェシの場合でも、慣習首長は第2級地方首長を解任されて、ジャカルタ任命の行政経験者あるいは軍人が任命されたのであった。

さらに、前記の新法によって、外領の各地の慣習に基づく村落行政は大きく改革された。例をあげると、南スラヴェシにおいては、ジャワのような村落単位としてのデッサ制は元来存在せず、旧慣習共同体 (Adatgemeenschap) の下部は慣習的なカンポン (Kampung) がこれに相当した。このカンポンを統合して村落行政単位としてのデッサ単位を新たに導入した。これはオランダ植民政策によって1900年以後のジャワにおいて、自然村としてのDukuhanが部落化してその複合体であるデッサ制が確立していった過程を現代において再現しているということができよう (この新デッサの形成については、筆者は、1947年にH. Th. Chabotが調査⁽¹⁹⁾した南スラヴェシの村が1965年以後の新法によって統合されていることを見ることができた)。すなわち、Kampung Bontorambaが隣接Kampungを統合してDesa Tamaranangを形成した。このような村落統合はChabotの調査したGoa県ばかりでなく、他のKabupaten(県)においても実現している。

VI 慣習首長の変容と社会変動

以上のように、慣習首長およびジャワにおけるPamong Pradjaは民族主義政府の成立以後、スカルノ体制の完成にいたるまでの政治過程において大きな社会変動を経験した。この過程は首長をめぐる政治情勢の条件によって異なった。

(1) 最も典型的に反民族国家的行動によって地位を喪失したのは、西カリマンタンにおける最大の慣習首長であったポンチアナク・サルタンのハミッド二世の事例。

(2) これに対し、親民族国家的行動によって地位を保持したジャワのジョクジャカルタ・サルタンのハメンク・ブオノ九世の事例。

(3) スマトラにおける大衆の反乱によって虐殺された事例。

(4) 南スラヴェシにおける独立後地方行政の担い手に転換し、1965年地方行政法施行を契機に地方首長の座からおりた事例。

(5) バリのタバナンの慣習首長が権力の座を民族主義者にゆずり、商業資本家に転換した事例等をあげることができる。

これらの事例についてさらに個別的に詳述する。

第1の事例の、ポンチアナク・サルタン、ハミッド二世は、1945年から49年の独立闘争の過程において親蘭的な連邦制の一方の担い手であった。かれは植民地時代に植民地軍将校としての経験をもち、典型的な親蘭的な慣習首長であった。かれは1950年4月に共和国成立に反対したウェスティング大尉反乱の共謀者の罪によって逮捕され、他方西カリマンタンの民衆からのカリマンタンの自治領制の解体要求の高まりのなかでその地位を追われ、9.30事件後まで拘禁されていた。

第2の事例は、スハルト政権の経済担当副首相でありジョクジャカルタ特別区長官のサルタン、ハメンク・ブオノ九世の独立闘争の過程における民族主義的行動である。

地方行政において特別区と規定されているジョクジャカルタは、植民地期にはジョクジャカルタ土侯領 (Gouvernement van Jokjakarta) として、また日本軍政時にはジョクジャカルタ侯地として、それぞれ特別行政区としてサルタンが世襲的首長として支配してきた。Selosoemardjanが指摘するように、サルタンは独立宣言以後の民族主義政府の出現に際して、親民族主義的傾向に徹して、ジョクジャカルタ国民委員会 (Komite Nasional Indonesia di Jokjakarta) の設立に協力し、委員長をジョクジャカルタの防衛義勇軍大団長に譲って、自らは一委員として協力し、さらにオランダの再植民地化行動としての2回の“警察行動”に対する民族主義者の独立4闘争に協力し、1950年以後の民族国家においてジョクジャカルタにおいて、また首都ジャカルタにおいて、独自の地位を完成して今日にいたった⁽²¹⁾。

第3のケースとしてスマトラにおけるサルタン・ラジャの地位について述べよう。東スマトラにおいて、独立闘争の過程で展開した民衆の反伝統的支配者層運動について、C.E. Cunninghamは、二つの基本的革命、すなわち、政治的革命および社会的革命、をとらえて、前者を再植民地化における反蘭印政府軍事行動と規定し、後者を東スマトラのランカット、デリー・セルダン、バトゥバル、アサハン、カロおよびリムルンガンの6自治領におきたサルタンおよび有力支配家族に対する民衆の闘争と規定している。この上下からの闘争の結果、多数のサルタン・ラジャとその家族が虐殺された。1946～48年にはスマトラ東海岸の慣習首長制は完全に覆滅した⁽²²⁾。したがって東スマトラにおいては民族主義者が政治の指導権をにぎり、民衆も1945年以後高揚した革命的な意識に支えられて、旧政権におけるような慣習的な地方行政とそれへの従属性が揚棄された。

同様な現象は南スマトラにおいてもおこった。南スマトラにおいては、Pasirahとよばれた慣習首長への反抗は、1945年革命によって発作的におこり、以後その力を増していった。共産主義・社会主義・民族主義および回教の圧力のもとにマルガ裁判とPasirahは1957年に同時に廃止された。慣習法に対する反抗は、Pasirahを通じての民事法の運用が判事の大きな誤審と多

くの失態に対しておこり、また回教法としてのKadi法に対するの反対としておきた。

この南スマトラにおける慣習首長の権威に対する民衆の否認は、権威の象徴であり、慣習法の執行者としての首長の立場を否定したことになった⁽²³⁾。

第4の南スラヴェシのケースにおいては、adatの意識の強いこの地域における慣習首長は革命期においてはむしろかれらの権威を植民地支配から脱却した形で最高会議 (Hadat Tinggi) を組織することによってその権威を再び回復した。南西スラヴェシ半島南部のゴワと中部のボネの両自治領——Swapradjaに表象される慣習首長22名の権威は、独立闘争の過程における若干の反蘭的行動によって民族主義者の側から支持を得て、在来からの慣習的権威と民衆との結合の強さも作用して、温存された。さらに植民地時代にオランダの武力によって直轄領行政に編入された慣習共同体首長 (Hoofd van Adat-gemeenschap) もまた慣習首長と同等の地位を与えられ、Neo-Swapradjaとして同じ法令による地位を獲得して、自治権を得た⁽²⁴⁾。

1959年の地方行政法の導入によって、首長任命制の実施まで慣習首長の権威はくずれなかった。しかし1965年法によって、県一副郡 (Ketjamatan) —村 (Desa) のジャワ型の行政の画一的導入によって、南スラヴェシの慣習首長とその家族は行政上の地位から離れたのであった。

第5のバリのタバナンにおいてみられた、慣習首長のビジネスエリートへの転換は特異な変容のケースであった。

バリにおける民族主義運動の展開は、一般に1945年の独立宣言以後における独立闘争の過程のなかでみられた。植民地期に慣習首長による支配から直轄領へ、さらに自治領へと統治形態は変動したが、民衆と慣習首長との結合は伝統的な忠誠で密着しており、土侯領、村落およびカストがかれらの世界であって、敵対関係にある土侯領、村落あるいはカストは政治的柵外、すなわち、異なった世界として考えられた⁽²⁵⁾。このように慣習的支配の強かったバリが、ジャワの民族独立闘争の強烈な影響によって変容した原因は日本軍政下に組織された防衛義勇軍バリ大団の民族主義者を中心とした政治的、軍

事的指導によって展開した1945年以後の独立運動をあげることができる。独立後の民族主義者を中心とする新しい政治体制の出現に対して、慣習首長がその地位を自発的に放棄して、自らは民族資本家としてのコースを選択した例として、C. Geertzは南バリのタバナンをあげている。このタバナンの慣習首長の慣習的支配権の放棄をGeertzは上級カスト革命 (Upper-caste Revolution) と規定している⁽²⁵⁾。

おわりに

植民地期以前の部族国家時代以来慣習首長の慣習による権威の支配が、1945年の独立宣言を契機に以後大きく変動を経験しながら今日にいたっている。この過程は、インドネシアの近代化の過程において経験しなければならないものであるが、ことにスカルノ体制の成立と展開において、慣習的な権威のないかれが、カリスマ的権威を確立するために、民衆の意識に盤踞するadatを基礎とする権威に挑戦し、これを打破しながら、しかし、MusjawarahとMufakatによる支配に依存する矛盾に陥っているのである。

この過程すなわち、慣習首長の権威が民族国家成立以後崩壊し、同時に首長の慣習的身分制も変動して、今日新たな社会階層が構成されつつあることを明らかにして結びとすることとする。

民族国家が成立して、1950年以後行政は民族主義者と官僚の手中に収まり、他方、独立闘争の過程で伝統の基盤であるadatに対する民衆の批判あるいは否定の言動によって、慣習首長は政治的、社会的に上下から加圧されて変質していった。この独立以後の慣習首長の変容について五つの事例をあげてみた。そのうちジョクジャカルタにおける事例を除いては、慣習首長は地方行政の近代化およびスカルノ体制のなかに自らを位置づけることができなかった。

このようにして、地方行政のなかからはみだした慣習首長とその家族は、

どのように変容したのか。前述のスマトラのケースのように民衆からの虐殺によって消滅した例は多くはない。バリにおけるようにビジネスエリートに転換したケースも、またPRRI反乱に重要な役割を果たしたカウイラン大佐のように、南スラヴェシの慣習首長の家族の出身者で、中央および地方の官僚あるいは軍人として指導的地位を占めたケースもインドネシアにおいては数少ない例であった。

独立の完成によって、民族国家の支配体制は過去における慣習による支配から離脱し、近代的政治に移行したことによっておきた大きな社会変動のなかで、社会階層の変動がおきたのであった。

さらに、国民統合の完成という視角からみれば、慣習首長という地方的な慣習的権威の崩壊は、全インドネシアがジャカルタを中心として国民統合へ進む可能性を高めたことになる。しかし、現段階において地方的な慣習首長の権威に代わる新たな地方的な権威の発生をみ、中央対地方の関係において、この新たな権力者が疑似慣習首長的な地位を占めることを意図する場合がおこりうるのである。ことに地方官僚の世界ですら、地域的な新しい権威が特定の県出身者を中心として形成されつつあることはC. Geertzがジャワの県レベル以下における回教層 (Kijaji) の地域社会における役割として指摘する問題とともに重要である。

さらに、1945年以来独立の達成とその後の国家発展のために重要な役割を果たした新興エリートである軍のなかでさえ、近代的軍隊の装いの内側に伝統的な権威に類似したものが発生し、それが地方的権威と結合して中央と対決する事件あるいはインドネシア共和国革命政府樹立への参加等の問題によって中央から分裂した事例もおきている。しかも9. 30事件以後の、軍部による中央統制の強い現段階でも地方軍部のなかにはこの傾向が存在する。

これらの事例にあるように、民族社会における伝統的要素を揚棄しての国民統合の完成への過程における課題であろう。

〔注〕

- (1) 回教指導者はオランダ植民地体制のもとでは、体制の反対者として警戒され疎隔された。このことはオランダ植民地官吏の各地の行政報告 (*Memorie van Overgave*) にあらわれている。
- (2) 研究史的にみるとジャワにおけるPamong Pradja (伝統的官僚が語義で、現在では地方行政における官僚の意に使われる) における問題は西欧の学者、たとえば、Thom Kerstiens, *The New Elite in Asia and Africa: A Comparative Study of Indonesia and Ghana*, New York, F. A. Praeger, 1966, pp. 156~160がある。しかし、慣習首長としてのSultanおよびRadjaとその行政機構としての自治領の問題についての分析はない。
- (3) 外領自治領条例はZelfbestuursregelen 1938であって、旧自治領と旧直轄領のなかの慣習共同体 (Adatgemeenschap) (南スラヴェシを中心とする) に適用された。
- (4) 長文協約はオランダ政府とジョクジャカルタ、スラカルタその他外領の若干の大自治領との間に締結された双務協定であった。
- (5) M.A. Jaspan, "In Quest of New Law: The Perplexity of Legal Syncretism in Indonesia," *Comparative Studies in Society and History*, Vol. 7, No. 3, Apr. 1965, pp. 260~264.
- (6) Selo Soemardjan, *Social Changes in Jogjakarta*, Ithaca, Cornell University Press, 1962, p. 62.
- (7) *Ibid.*, p. 84.
- (8) C. Geertz, *Peddlers and Princes: Social Development and Economic Change in Two Indonesian Towns*, Chicago, University of Chicago Press, 1963.
- (9) J.D. Legge, *Central Authority and Regional Autonomy in Indonesia: A Study in Local Administration, 1950-1960*, Ithaca, Cornell University Press, 1961, pp. 96~97.
- (10) 拙稿「インドネシアにおける近代化と地域主義」(I)(II), 『アジア経済』, 1965年8月, 10月,
- (11) J.D. Legge, *op. cit.*, pp. 99~102.
- (12) *Ibid.*, p. 203.
- (13) PERMESTAはPERDJUANGAN SEMESTAの略であって、総合闘争、総力闘争の意である。
- (14) Daniel S. Lev, *The Transition to Guided Democracy: Indonesian Politics, 1957~1959*, Ithaca, Cornell Modern Indonesia Project, Cornell Univer-

- sity, 1966, pp. 37~43.
- (15) D.S. Lev and Herbert Feith, "The End of the Indonesian Rebellion," *Pacific Affairs*, Vol. XXXVI, No. 1, Spring 1963.
- (16) J.D. Legge, *op. cit.*, p. 219.
- (17) *Ibid.*, p. 220.
- (18) M.A. Jaspan, *op. cit.*, pp. 260~261.
- (19) H. Th. Chabot, *Verwantschap, Stand en Sexe in Zuid Celebes*, Groningen, J. B. Wolters, 1950, p. 277.
- (20) H. Feith, *The Decline of Constitutional Democracy in Indonesia*, Ithaca, Cornell University Press, 1962, pp. 64~65.
- (21) Selosomardjan, *op. cit.*, pp. 59~68.
- (22) C.E. Cunningham, *The Postwar Migration of the Toba-Bataks to East Sumatra*, New Haven, Yale University Southeast Asia Studies, 1958, p. 91.
- (23) M.A. Jaspan. *op. cit.*, p. 91.
- (24) 拙稿「インドネシアにおける近代化と地域主義——南スラヴェシのケース・スタデー」(II), 『アジア経済』, 1965年10月。
- (25) C. Geertz, *op. cit.*, p. 22.
- (26) *Ibid.*, p. 121.

(岸幸一／執筆時：アジア経済研究所調査研究部専門調査員, 1969年歿)